

株式会社なつぞら 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年9月1日 ～ 令和9年3月31日までの 2年7カ月

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和6年9月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し）・実施
- 令和6年9月～ 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供

目標2：出産や育児と仕事が両立できるワークライフバランスを制度化する

<対策>

- 令和6年9月～ 出産や子育てによる退職者について、再雇用制度の実施

目標3：次世代の子育てを担う若者たちに就業の機会を提供し、出産・育児の活性化に貢献する

<対策>

- 令和6年9月～ 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇い入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進